

メルヒオール フォン  
オッセの半生

——近世ドイツ法学識者の横顔——

勝田有恒

オッセ (Melchior von Osse 1507?—57) ——ザクセンの著名な法学者、優れた政治家—— 一般的にはこう紹介されている。だがむしろロッシヤのよう「思想家ではなく、宗教改革期における領邦政治家の典型」と理解したほうがよさそうである。彼の名を今日までも伝えているものは、何と云っても、晩年の彼が、ザクセン選挙侯 August に書き残した建白書 Testament であつた。そこには絶対主義的領邦政治に繋がる多くの進言が見出されている。またそれ以前策略家ザクセン太公 Moritz の片腕として、シュマルカルデン戦争期に、巧妙な政治的手腕を發揮したことも注目されている。

この小稿の目的は、以前 U. Zasius について記した場合と同じく、ドイツにおける司法の学問化の担い手の動きをとらえるための試みである。オッセに関する資料は入手が困難であり、現在のところは、政治家オッセ登場に至るまでの半生を叙述の範圍とせざるを得ない。

オッセは Leipzig に近く Getthain の Ossa (村) で、田舎

貴族 Balthaser の長男として生れている。幼時に関しては一切が不明で母の名も知られていない。オッセが記録に初めて登場するのは、一五一八年のライプツヒ大学学生学籍簿であるという。当時の貴族は、子弟を十二歳で大学に送るのを慣わしとしていたのだが、オッセも伯父 Melchior von Meekan の給役を得て、この年齢で入学することになったと思われる。十八年夏学期 Meikan の同郷人グループに編入され、学籍登録料一〇グロッシェン(半グルデン)を支払っている。大学時代について、オッセ自身の語るところは断片的で、修学年限さえ不明である。予備教育課程 supposita に入り、厳格な監督下、『車輪の下』<sup>(6)</sup> ような教育を受けたことが、例の Testament にも回想されているという。当時は未だ一般学生に書物は行き渡らず、ノートや記憶のみが頼りであったと推定され、知識の正確さは Testament の引用にもしばしば現われていると報告されている。当時の宗教・思潮の動揺も、オッセに影響せずにはいなかった。アリストテレス新訳採用に起因するアリストテレス研究熱もそうだし、ルーターの Disputation を廻る法学部の微妙な反応は、終始穏健なルーター派の位置に彼を据えたとも考えられよう。少なくとも、非常に若い時代から新旧両派の葛藤を目の当りにし、しかも保守的なライプツヒ大学法学部の中にあつて、權威主義に支配される mos italicus の教育を受けたことが、結局彼の思想に前提を与えたと考うべきであろう。

学位をとるのは三四年であるが、この間、彼は時折オッサヤ

Attenburg に滞在してゐたことが明らかになっている。二三年五月二三日付の Dresden の文書は、父の死により、その知行地禄高二三三三三ライングルデンを、オッセ兄弟に授封することを、太公 Georg が承認したと伝えている。当時十七歳になるかならないオッセは、この知行を経営してゆくことになるが、授封直後から在土地保有者に対し、高額の Lehnzins を請求し、その解決に、Lehnheit を跳び越えて太公自身が乗り出すといった事件を惹き起しているが、これも当時の貴族の窮状を示す一例であろう。更に二五、六年頃は姉の購入した土地に関する訴訟事件に心を砕き、専らオッサに滞在していた模様である。二七年弟 Wolf が十八歳に達し、オッサの経営が可能となつたのでこの地を離れることが出来た。再びライプツヒヒに帰ることが予想されるが、二九年彼は帝国都市アルテンブルクに現われる。彼の姉はこの地の Dohneck 家に嫁しており、そこに身を寄せて、Hofgericht の裁判実務の研修を続けた。彼は恩師 Ordinarius Dr. Faehs と書簡を取り交わし、実務上の法的判断の教示を受けているが、ファックスは同僚に対するように、オッセの判断を尊重し、時に応じて、戦闘的な一途さを戒めたりしていた。ともあれ、オッセの才能はこれによってファックスが十二分に評価することになる。この実務経験、恩師の教示によって、裁判上の様々の馳引きを身につけた模様で、後年の彼に有力な武器を提供することになる。

三二年アルテンブルクで義兄の妹 Christiane と結婚し、この二重の姻戚関係は、彼の本拠地をオッサからこの地に移すこと

になるのである。新居をオッセはアルテンブルク市に求め、妻の嫁資の一部である牝牛七頭を一頭につき年利八グロッシェンで貸付け、入費の一部にあてたりもしている。

すでに法律実務家として、学位はなくとも ehtbar und fest と讃えられていたオッセは、岳父から一年間、ドーベネック家に関わる一切の法律問題を委ねられ、当時としては高額の現物給与を得る契約を取り交わしている。弟とオッサに関わる財産の分割を行ない、土地経営は弟に任せ、アルテンブルクに一家を構えたことにより、経済的にも安定したオッセに、漸く学位請求の時が来た。

当時、博士学位獲得のためには、学識もさることながら、経済的な問題が極めて大きかったのである。博士になるための学部へ支払う手数料、寄付金、博士披露宴費、しめて二五〇デウカーテンにも達したといわれ、経費削減を太公が勧告したが、学部が聞入れなかつたとも伝えられている。加えて貨幣価値は下落が激しく、新博士の負担は並み並みならぬものがあつた。或る者は将来をあて込んで借金し、或る者は共同で足並みを揃えた。オッセの場合は空前絶後の六名合同の披露宴に臨むという幸運にめぐまれたのであつた。

三四年春彼は何の学位も持っていなかつた。この年の五月 Bakalariusus と Licentiat になり、僅か六週後両法博士の学位を得た。この内規に違反した異例の昇進は、彼の学識と経験を良く知るファックスの推薦によってのみ可能であつたに違いない。オッセの力もそれに恥ぢないものであつたとみえ、直ち

にこのライプツヒ大学法学部のローマ法教授に任命されたのであった。彼は正科でない Codex を担当した模様で、伝統的な mos italicus の方法に基づいていたことは、後年人文主義的法学に反論を加え、釈義的作業にのみ法学の真髓があると述べている点からも確かであろう。

大学教授の年俸は多くて二二〇グルデンであったから、それだけでは繁栄の度を加えつつあるライプツヒでの生活は豊かとはいえなかった。

だが法学部教授に対しては、大学側の抗議にも拘わらず、太公から領邦官僚への招聘がなされていた。彼等にとってこれは本業にもまして重要な収入の途であったのである。三五年オッセも、アルベルト・ヴュティン家の太公ゲオルクによって顧問として迎えらるることになった。法律鑑定家、宮廷裁判所陪審員が、その役目であったが、間もなく、太公が特に関心の的である修道院肅正・改善問題に関し、Visitation の使節に任命されるのである。しかも従来は、聖俗各一名の使節が派遣されるのに今回に限って、Ordinaris Breitenbach とオッセの二名の法学者が指名され、財政、行政の監査、指導勧告を任務としていた。仕事の困難、旅の苦勞は当然予想され、オッセは、妻の出産、陪審員の事務などを理由に、延期を願ったが聞き入れられなかった。その上、大幅に与えられた裁量権をいざ行使しても、彼等の処置は等族の反対に逢い、結局太公がこれを取消すという事態がしばしば起こった。それでもオッセは大型馬車で山道を揺られるという辛い旅を続けていったのである。三九

年太公の死により、この任務からは解放されたが、後継者弟ハインリッヒ側近の指金で、ゲオルク時代の顧問達は、すべて解雇されてしまったのであった。

しかしハインリッヒは側近に人を得ず、旧太公の顧問達の復帰を要請せざるを得なくなった。ハインリッヒの相続を廻って、ゲオルクの娘や孫が、Althofrat についての相続権を主張し、当時の領邦財政では Lehnsgut との区別も不明確であったから、事は極めて重大であり、何にもましてゲオルクの適法な遺言がなかったことが致命的であった。そこで太公は Landtag での審議に備えて自己の主張の合法性の基礎づけを旧顧問に命じたのである。三九年九月 Chemnitz での Landtag は、この件の特別委員会を構成し、委員会は、ラントの著名な法学者達に法律鑑定を委嘱した。それらの法学者ウィテンベルク大学の Dr. H. Schuttライプツヒ大学の Dr. Pistoris, Facus に混って、オッセの名も挙げられていた。三十そここの彼にとって、これは非常な名譽であったに違いない。

これが契機となって、オッセは再び顧問としてハインリッヒに仕えることになった。彼に課せられた仕事は、シュマルカルデン同盟との外交交渉である。太公はフライベルクにあった頃、同盟に対して責務を負っていたが、履行を言を左右にして免れようとしていた。三九年十一月、オッセは Rat von Haus として、軍事顧問、アムトマン各一名と共に Arnstadt の同盟会議に、太公の代理として出席する命を受けたのであった。翌年末の Naumburg での会議にも派遣されているが、殆んど裁

量の権限を持たず、ハイリッヒ不信の声を浴びるがまま優柔不  
断の態度をとらざるを得なかった。この辛い使節の役目を、彼  
は誰かと交代すべく、太公に任地から願ひ出たほどであった。

この使節の役目も、オッセの年齢からすれば分に過ぎたこと  
であったかもしれない。だが彼はゲオルク時代を引合いに出し  
て、俸給の増額を要求した。太公はその名譽のみで満足すべし  
とばかり、これを拒否したが、彼の利得心は、かなり強く、後  
年選挙侯ヨハンにも Kanzler として年俸一〇〇〇グルデンを  
望んだことからみても、オッセは不満の色を隠すことは出来な  
かったであろう。折から、ハイリッヒの長子モーリッツは、  
両親の不興を蒙り、将来の世襲問題に備えて、信賴に値する側  
近を物色中であつた。四〇年、同盟会議出席中のオッセに対  
し、上回る俸給の支給、来るべき Reichstag への帯同を申し入  
れ、勤務を勧誘したのであつた。オッセの返事は明らかでない  
が、以後モーリッツの為に働いていることは事実で、四一年モ  
ーリッツと両親との和解にはモーリッツの代弁人として参加し  
ている。同年の Reichstag を前にして、モーリッツは病を得、  
予定されていた出席を辞退した。代つて別のグラーフが統率者  
となり、法律顧問にはピストリスが指名された。しかし幸運は  
オッセを去らなかつた。ピストリスが任地で重い病に罹つたの  
である。オッセはその後任になるべく、モーリッツに推挙を依  
頼し、この「ランデスヘルも、私も信賴するに足る Frommer  
u. ehrlicher Mann」は、晴れて Regensburg に向うことにな  
つたのである。五月から八月までの Reichstag で、ドレス

デン地域に限られていた見聞を広め、他の領邦の顧問達との交  
友関係も深められた。会議では多くの議事にも関与し、Goslar  
問題については中心的役割を果たしたという。八月十五日彼は  
帰郷したが、三日後老ハイリッヒがこの世を去つた。これに  
先立つ五月、太公は妃のすすめによって、ラント及び一切の財  
産について、二人の息モーリッツとアウグストを、平等に相続  
人として指定していたのであつた。ザクセン王家の家法に反し  
たこの遺言は、ハイリッヒの側近者の固執するところであつた  
が、モーリッツは、アルベルト・ヴェティン家領内から出来る  
だけ多くの忠誠の誓を得ることによつて對抗しようと決心して  
いた。早くも八月廿六日オッセは、モーリッツの内命を受け、  
チューリンゲン地方へ旅立つたのである。彼は各都市、アムト  
を遍歴し、新太公に代つて忠誠の誓を受けていった。彼の名譽  
心は更に次の地位を狙っていた。それは、モーリッツの下、  
Kanzler になることであつた。Regensburg で交りをつんだエ  
ルネスト・ヴェティン家のアムトマン Taubenheim も、オッ  
セの才能を高く評価し、新太公と現 Kanzler との不和を耳に  
して、オッセ推薦の書状をしたためたのであつた。だがそれは  
遅きに失した。ゲオルク時代の Kanzler ピストリスが、領邦  
政治を良く知るものとして再任されたからである。オッセにと  
つて、この再任は痛恨の一事であつたろう。さらに彼にしてみ  
ればピストリスの任命は、ライプツヒで彼の息の根をとめる  
程重大な意味をもつていた。オッセとピストリスとの間には、  
足掛け六年にわたる深刻な争が介在していた。事件の性質は単

なる相隣關係に類するものであったのだが……。

ことはゲオルク治下の三六年に始まっている。彼はライプツヒでビストリスの住む Ordinarishaus の隣に家を買ひ、増築を企てた。ビストリスは採光・通風の点から、この家の買取りを申出たが、オッセは拒んだ。だが、当時ビストリスは Kanzler であり、その権勢を考へて増築の強行はしなかつた。三九年ハイリッヒの時代になるとオッセの宮廷内での力はビストリスを凌ぎ、更に近くの家をも買入れ、オッセ自身ここに住むようになった。この家はビストリスの側から丸見えの上、その下水が中庭に流れ込んでいた。オッセは買入れの文書を楯に、この役権について争を起した。「争のための捏造文書」とするビストリスも譲らなかつた。ハイリッヒの宮廷はオッセの主張を容れた Abschied を決したが、相手側も詳細な法律論によつて反駁した。オッセが下水口を塞げば、ビストリスは壁に穴を穿つなど、両家の間には小ぜり合いが続いていた。<sup>(28)</sup> 四一年六月、解決は意外なところからやつて来た。ビストリスが Kanzler に任命されたのである。オッセは宮廷での支持を最早期待し得ず、すべてを諦めざるを得なかつた。今や法学部にも背を向けた彼は、ビストリスと何らかの關係を持つライプツヒの富裕階級によつて囲まれてもいた。彼はブルク街の持家と教授の地位、更には顧問の職すべてを捨てて、アルテンブルクの自分の土地へと帰つていったのである。

この事件は、ライプツヒを去る重要な動機となつたのであるが、オッセの性格が良く現れてゐる。彼の行動はすべて政

治力に物をいわせるものである<sup>(29)</sup>。仲裁者としては穏やかな口調で両者を説得するの巧であつたが、ひとたび当事者となつた場合、絶対に和解的態度を取ることなく、権力者を巧に利用し、論理によるのでなく専ら政治的に解決しようとしたのである。惨めな敗北に際して、彼の口からは、嫉妬と申傷に満ちた雑言が吐き出されたという。不正の張本人ビストリス、彼はかういつて去つた。モーリッツが慰留しても、ビストリスの下で顧問の職にはつく氣はさらになかつたのである。辞職を決意していた彼は選挙侯 Johann Friedrich d. Großmütigen の許での職に目安をつけていた。十一月、彼はモーリッツと共にシマルカルデン同盟會議に参加しているが、すでにポケットにはヨハンの Kanzler 任命書がしのばされていたという。しかしエルネスト家への勤務は僅か三年で終り、再びモーリッツに傾き、シマルカルデン戦争においてモーリッツがヨハンから選挙侯位を奪う(四七年)について、オッセは重要な働きをしたといわれ、それを廻つて、メランヒトンの激しい非難を浴びもしたのである<sup>(30)</sup>。政治家オッセの本領は、後半生にいかんなく発揮されるのであるが、それは、「Testament」の分析と共に、他日の課題としたい。唯、その際に考慮すべきことにつき言するならば、権力の下僕として、オッセはしだいにその地歩を固めていつたのだが、それにつれて法学者としての活躍の場は目立たなくなつてゐる。最も強固な国有ラント法を持つともいえるザクセン地方において、彼の Ros italicus が如何なる意味を持ち得たのだろうか。少なくとも立法の面では、すでに

Melchior Kling に於る継受立法の失敗<sup>(28)</sup>がある以上、オッセは、学者と素人各一名による下級裁判所の巡察で満足せねばならなかったとも考えられる。しかし、彼は法学から、ローマ的国家統治の原理を引出そうと試みているように想像される。いずれにしても、中東ドイツの領邦国家の形成と関連した興味ある問題が今後に残されているのである。

ト ノ 研究 (69)

- (1) オッセの名はライプツヒヒ東南三十キロの Gathein の Ossa 村に由来するが、彼自身は常に Osse と記してはなかつた。Ossa と書く学者も少なかつた。簡単な伝記は O. Stobbe, G. d. dt. Rechtsquellen, II S. 56; ADB. Bd. 24 等。なお生年は、一五四三年 Nürnberg の Reichstag 出席に際して鑄造されたオッセの記念貨幣に三十七歳とあるところから、一五六〇—七十年と推算される。
- (2) W. Roscher, Geschichte d. Nationalökonomie (1874), S. 112.
- (3) 一五五六年初頭 Altenburg の脱稿(ドイツ語)『献呈の辭には mein Testament für meinen gnädigsten lieben Herrn, dessen Ráthe und unterhängige treue Landschaft v. d. d. 一六〇六年一部のヨハン 記が刊行、更に Prudentia regnativa od. Bedenken ein Regiment としても刊行。最も著名なのは、一七一七年マミッヌスな序文と註釈を付して出したものである。最近では Handelsbuch と題はれたオッセの日誌と共に Osw. Art. Hecker が編纂した Schriften Dr. Melchior v. Osses, 1922.

- Leipzig があるが、今日まで残念ながら参照する機会を得なかつた。内容の概観はロッシヤーが紹介しているが、Erbinonarchie を最良の国家形態と考え、ひたすらに名君の下の平和な生活の実現を望んでいる。ランデスマルの子弟のための良き教育、良き側近の必要を説き、邪悪な側近による Domäne の篡奪を警告する。Kamergruter の管理は複数の役人が行ない、監査には必ず君主の立合ひを言してきり、有能な官吏の養成のために大学教育への再検討をも提案する。特に Geheimratskollegium の設置を主張したことは卓見であつた。(Vgl. Roscher, S. 115~20)
- (4) フライントクのツマシウス——近世ドイツ法学者の横顔——『一橋論叢』四八巻四号四九ページ以下。
- (5) 参考文献は E. Döhring, G. d. dt. Rechtspflege seit 1500, 1953, Berlin, S. 430 以下に引く。また G. H. O. A. Hecker, Lebensgeschichte Dr. M. v. Osses, in Neues Archiv f. sächsische Geschichte u. Altertumskunde. Bd. 43 (1923). H. 1—4, 及び in ders. Zeitschr. Bd. 3 (1882). H. 3, J. Bernhard, Bericht über eine der Bautzner Stadtsbibliothek gehörige Handschrift aus d. Zeit d. Reformation. (以上は西ドイツ留學中の好美助教授の手をわずらわし、フライブルク大学図書館所蔵のもの、マインクロフツィルムによる。) 更に前記 Roscher の記録。Allgemeine Deutsche Biographie Bd. 24 の Th. Distel の記事は、オッセの伝記を編

Schriften d. Osses には、後半生の詳細なビオグラフィイが付されてゐる。

(9) Hecker, H. 1~2, S. 21~5. 引用された大学関係の史料は、Erler, Matrikel d. Univ. Leipzig; Stübel, UB d. Univ. Leipzig (Cod. dipl. Sax. II) である。

(7) Hecker, Osses Schrift. S. 329f. n. 410 f. 当時の年若く学生は、Ordinarius の監督の下、Kollegium に居住し、各人に一名ずつ年長の学生がつき、外出など生活全体を監視した。日に六時限の授業、午前は五・六時→八・九時、午後は一→三時。法学部の場合、午前(一)教会法大全第一・二巻、(二)Codex, Institutiones の主要部、午後は教会法第五巻、Digesta 各部、教会法第六巻。欠席に対しては、 $\frac{1}{2}$  シルデンの罰金等の処罰が加えられたという。なお休日には、七月十五日→八月二十四日の暑中休暇、復活祭前後の一週、聖霊降臨祭週、謝肉祭三日間、のほか通常の祝祭日加わる。なお学生生活については、Schulze-Szymank, Dt. Studententum, 1910, Leipzig; Bruchmüller, Der Leipziger Student, 1409—1909 Leipzig, 1909 が用ゐられてゐる。

(8) Vgl. Hecker, Osses Schriften, Register, Osses Zitiertweise) の問題は、後日の重要な課題とする予定である。

(9) 人文主義的風潮は、学芸学部で Poeten を中心に高まり、エルネスト・ヴェティン家の設立したウィテンベルク

大学との競争心もからんで、太公ゲオルクは新学風の採用にこのほか関心を示した。しかし、法学部はアリストテレス新訳採用を廻る新旧両派の争いに対しては仲裁者の態度をとっており、法学の方法に関しては、*mos italicus* を変更することなど全く考慮の外にであった。

(10) 初期のルーターの説に対して、法学部教授連も決して反対したとはいえない。Dr. Pistoris のようにウィテンベルク大学の宗教改革者を訪ねた際、ライプツヒヒ神学部を非難したりした例もあった。しかし、法学の厳格なスローラ的方法、權威への信仰は、積極的なルーター説歓迎を結局は取り消すことになった。(Vgl. Hecker, H. 1~2, S. 28—31.)

(11) Dresdner Hauptstadtarchiv Rez. Buch 1519—25, Bl. 161—Hecker, Osses Schrift. Anhang, Nr. 1—2) Hecker, H. 1—2, S. 32 f. 太公の裁決は、Lehnwar (封主の交替に際する特別貢納金) は三〇シツクグロムンに引き、グロムンとして、将来オッセ兄弟間の分割、売買によつては取立てない。

(12) いろいろ史料は Hecker, Osses Schrift. Anhang.

(13) その他の添名は edel und fest, gestreng und fest など。

(14) 反対給付は小麦二、ライ麦十二、大麦十シエフェル、であったが、当時この程度の仕事に対しては馬車一台分の乾草、三匹の去勢牡羊、敷藁三、大麦燕麦藁一シヨックが

- 相場であったという。(Vgl. Hecker, H. 1-2, S. 40.)
- (15) 一五三四年の分割に際して世襲保有地は弟に与え、○○○ルテンを二人で分けた。(a. a. O., S. 36)
- (16) 〈Stibel, UB d. univ. Leipzig, S. 448〉 Hecker, H. 1-2, S. 42. オッセ以後三名以上の合同は禁ぜられた。
- (17) *Bacc.* になるためには修学二年、教会法大全第四巻及び法学提要数巻の知識を必要としたにすぎなかった。オッセの時代には一五一一年のレアープランによって年限が四年に延長。*Bacc.* はなお二年大学に留り、博士の指導の下自分で前記の学科を復習し、*Lic.* の試験を受ける。博士になるためには正副一名ずつの推薦者を必要とした。(Hecker, H. 1-2, S. 41.) なおライプツヒヒ大学法学部の内規の主要なものは、*Stutzing, U. Zasius, S. 334f.* 参照。
- (18) Vgl. Döhning, G. d. dt. Rechtspflege, S. 161; Roscher, S. 113.
- (19) ゲオルク治下、ライプツヒヒ大学法学部 *Ordinarius Simon Pistoris* は *Kanzler* の地位にあった。
- (20) 実際の巡察はオッセ一人が責任をもったことが多かったらしい。その報告書は自信に充ちたものであるが、すべてがうまく運んだように書いてある場合でも、実際は和解によって一時的な解決をしたに過ぎぬ場合があった。三五年十月 *Quedlinburg* における女子修道院長と市民との争いに、派遣された場合も、法律家として鮮やかな解決をしたというのではなく、示談屋としてなんとかその場をしめ
- ださった。(Vgl. Hecker H. 3-4, 170f.)
- (21) 相統権を主張したのは、前太公の娘ヘッセン太公フィリップの妃及びゲオルクの娘との間に生れた息子の代理人としてブランドンブルク選挙侯ヨアヒム二世の両者である。命を受けたオッセは、アルベルト・ヴェティン家の古慣習、ゲオルク・ハインリッヒの兄弟契約の皇帝による認可。二王女の婚姻に際しての相統権放棄等に関する文書の写しの収集に奔走した。
- (22) 十二月に鑑定書は四名の連名で完成された。ヘッカーの分析によるとこれは、徹底的にローマ法に依存し、古ドイツ法観は全く考慮されていないという。ヘッカーはこの理由のみによって、この鑑定書は実質的にはオッセ一人の手になるものとするが、ローマ法偏重は必ずしもオッセに限るわけではなくから問題がないとはいえない。鑑定は決め手を欠き、公正な仲裁に委ねよとどう結論であった。(Vgl. Hecker, H. 3-4, S. 176) 〈G. A. Arndt, *Archiv d. sächsisch. Geschichte* II (1875) 3/46; Hecker, *Osses Schrift. Anhang* I, Nr. 78)〉
- (23) 〈Brandenburg, *Moritz von Sachsen, Leipzig* 1898, S. 257 ff.〉 Hecker, H. 3-4, S. 176-7.
- (24) こうした金銭欲は何もオッセに限ったことではないが、ヘッカーは、千フロレンの要求(法律実務は別)はやや過度に失ずるとしている。唯、顧問や *Kanzler* の年俸の実際上の金額は挙げられていない。(Hecker, H. 3-

- 4, 189 f.)
- (25) Bernhard, a. a. O., S. 177~9. Hecker, H. 3—4, S. 182 ff.
- (26) Hecker, H. 3—4, S. 185.
- (27) “Klugen, gelehrten und verständige Mann” としてオッセを推したのであった。
- (28) この家は Freihaus である。Lehnbrief 或は以前の Kaufbrief が存在し、ユストリスはそれを根拠として、またオッセの主張するザクセンの都市法 (Stadtrecht von Freiburg, Leipzig) は雨水以外の水は承役するに及ばぬとしたが、ヒストリスは当該の場合は Erbbauzucht として退け、そして結局下水の濾過装置、壁の石造などは実行せず、増築も許さなかつた。(Vgl. Hecker, H. 3—4 S. 195 ff.)
- (29) もう一つの例として弟 Wolf と Elisabeth (ゲオルクの長男の未亡人) との偽封臣関係を廻る事件がある。オッセはモーリッツへの忠告、陳情によって解決すると考えた。しかし、これは君主と臣下との関係を考えぬ暴挙であった。モーリッツはこの諫言に激怒した姉の言葉を信用して、少くとも弟は悪人と思われて了つたという。

- (30) Roscher, a. a. O., S. 113.
- (31) エンンの Kanzler を四五年に辞し、公には四七年にフリーリッヒに抱えられて、ライニンツの Hofrichter、顧問として勤め、四九年—五四年の間は Henneberg 家の Graf Wilhelm のライニンツの Statthalter, Hofrichter として Meinung に在った。この間五〇年には皇帝の顧問にもなったが、五四年再びライニンツの Hofrichter として August に仕えた。間もなく、病を得て故地に帰り (Testament 執筆)、五七年アルテンホルツで死去した。
- (32) Vgl. Th. Muther, Zur G. d. Rechtswiss. 1876; Neudr. 1961 S. 352 ff.; Kleiner Beitrag zur Vorgeschichte d. sächsischen Constitutionen
- (33) Stobbe, a. a. O., II S. 370f. その後のザクセンにおける立法史の概観は、拙稿「Rezeption の素描」『一橋大学研究年報』法学研究 4、二二—四頁以下参照。
- 〔後記〕 本稿のための資料入手について好美助教にお世話になった、心からの謝意を表す。
- (一橋大学講師)